

● 2004年9月議会報告 保健福祉委員会・議案外質疑

>>>妊娠届けと個人情報保護について

>>>リフト付き自動車貸出事業について

高木質問

2点伺いたいと思います。

1) 1点目、妊娠届と個人情報保護について伺いたいと思います。

1枚の届け出だということにおいては、小さなことかもしれないのですが、個人情報を考えていく意味で、一つのきっかけになるというか、重要な事例だと思いますので、御質問させていただきたいと思います。

自身が妊娠したのもありまして、届けを出しにいきましたところ、どこに住んでいる何の誰兵衛が何歳でいつごろ産むのかということだけ書けばいいのかなと思っていたのですが、行ってみると、かなりいろいろなものを書くことになっておりました。

まず、世帯主氏名を書かされた段階で、なぜこれが必要なのかなと思い、次に夫の氏名を書く段階で、別に書くことには躊躇はなかったのですが、これは事実婚の場合には、夫ということに、該当していいのかどうかとか、いろいろ迷う方もいるのではないかと、疑問を感じた次第です。

これについて、私の方でも調べましたところ、母子保健法第15条の厚生労働省令で定める事項、母子健康法施行規則第3条で、妊娠の届け出に含めなければいけない事項というのが指定されているというところまではわかりました。その後、私は、この中でもあまり、市の方で保健指導などに使用しないことに関しては書かなくてもいいのではないかと思うような、医師の氏名、助産師の氏名、あるいは性病に関する健康診断が終わっているかどうか、結核に関する健康診断が終わっているかどうか。これも使わないのであれば書かなくてもいいのではないかと思います。これは指定されているから少なくとも入れなければならないと考えたとしても、これ以外の、先ほど申しました世帯主名、夫の氏名、それから妊娠回数、これに関しては、必要ではないのではないかと思います。

経緯としては、埼玉県がこのような書式でやっていたのをさいたま市も引き継いでそのまま使っているということで、かつ、窓口では、これを書くことは強制をしていないということなので、運用のされ方については心配しておりませんが、これは市に保管されているもので、どのように情報が流出するかという不安もありますし、妊娠回数とかは、いろいろ、流産とか中絶とか、いろいろな思いをなさっている方もいらっしゃると思うので、これが指導にどうしても利用するというのであれば、そこも、伺うところによると、こういう指導はしていないということなので、書式を見直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。というのが1点目の質問です。

2) それから2点目は、リフト付き自動車貸出事業について伺いたいと思います。

現在さいたま市では、リフト付き自動車貸出事業の要件に、下肢体幹1級、2級の障害をお持ちの方という条件を付けて運営しているということですが、県内でも他市町村のケースを見ましても、この条件、車椅子の方という指定、原則、1級、2級ということで運営している自治体など多いように見受けられます。1級、2級ということに限ってしまうことで、3級だけれどもどうしても車椅子を使わなければいけないといった需要の方がはずされてしまっておりまして、残念だなと思います。もし、現状の車の台数でも、ここの枠を広げることでも、人数的にも、登録性ということもありますので、対応可能なのではないかと思いますので、他市町村のケースなども参考にしながら、枠の拡大をぜひ図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく願いします。

回答

● 保健部長

1の妊娠届けと個人情報保護について、順次お答えさせていただきます。

妊娠届書の内容につきましては、母子保健法に基づき、厚生労働省令で定められておりますが、本市では、埼玉県が示した様式をもとに作成しているため、省令以外の項目も加わっております。このうち、世帯主氏名や夫の氏名等、保健指導等に不要な事項につきましては、個人情報保護の観点から、今後見直し

をし、さいたま市独自の様式を作成してまいりたいと考えております。

また、省令で定められている項目のうち、性病の健康診断の有無等、保健事業に不要な事項につきましては、全国母子保健担当者会議などの場において、削除を要望してまいりたいと考えております。

- 福祉部長

リフト付き自動車貸出事業についての御質問にお答えいたします。

タクシー利用料金助成事業や自動車燃料費助成事業とともに、障害者の方の移動支援、重要な事業であると認識しており、特に、リフト付貸出自動車は、電動車椅子の利用や家族などと一緒に移動することが可能で、車椅子を使用している障害者の方々にとりまして、大切な移動手段となっております。市では、市内3か所のレンタカー営業所において、計4台のリフト付き自動車を無料で貸し出ししており、対象者については、車椅子の使用が想定される下肢体幹にかかる障害が1級又は2級の方としており、しかし、下肢体幹の状況によりましては、障害3級であっても、補装具として車椅子の交付を受けている方がいらっしゃいますことから、この方々にも同様の移動支援が必要であると認識しており、常時車椅子を使用する障害3級の方への範囲の拡大について検討を進めたいと思っており、あわせて、障害者の方々の生活圏の拡大と社会参加の促進を図る施策の充実に努めてまいります。